

TPP等がサプライチェーン・立地条件に及ぼす影響と対策

梅島 修

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所 パートナー

I はじめに

本稿は、2015年11月8日に開催された国際商取引学会全国大会シンポジウムにおける講演の概要を説明させていただくものである。

2015年10月5日、TPPは大筋合意に達し、翌月5日には暫定テキストが公表されたところである（2016年1月26日には最終テキストが公開され、2月4日、正式に署名された）¹。日本はこれまで14件の自由貿易協定（以下「FTA」）²を締結しているが、このように世間の注目を集めたFTAは、TPPが初めてであろう。以下では、FTAが物品貿易に与える影響を確認した上で、TPPはこれまでのFTAと比してどのように異なるのか、物品貿易に与える影響度はどのような違いがあるのかを検討し、さらに、企業の国際商取引において考慮しておくべき事項について考察する。

II FTA物品貿易の現状

FTAは、締約国間の貿易を自由化して、締約国間の貿易をさらに発展させることを目的

としている³。その目的を達成するための基本的合意事項が、関税の削減、撤廃である。近年のFTAでは、関税削減、撤廃の合意、その対象となる物品の範囲を決める原産地規則や貿易救済措置の適用に加え、物品の輸出入の障害となる衛生植物検疫や技術的な規格及び認証に関する合意、通関手続きの透明性・簡素化などの貿易円滑化など、物品貿易に係わる非関税障壁の削減撤廃、さらには、国際ビジネスの高度化に対応して、投資、サービス貿易、人の移動など、幅広い分野についての合意がなされるようになってきている。このように進展したFTAにおいても、関税削減、撤廃とその範囲が最大の焦点であることに変わりはない。

1 FTAによる貿易転換効果

FTAによる関税撤廃の最大の特徴は、FTA締約国を原産とする物品についてのみ、輸入関税を削減・撤廃することにある。即ち、FTAは、締約国に特惠を与えて、参加していない国の産品を差別するものである。WTO協定は、164カ国にならんとする加盟国の産品間で貿易条件を異ならせることは最恵国待遇違反であるとして禁止しているが、FTAは、その例外である⁴。

¹ ニュージーランド外交通商省ウェブページ（<https://www.mfat.govt.nz/en/about-us/who-we-are/treaty-making-process/trans-pacific-partnership-tpp/text-of-the-trans-pacific-partnership>）参照。また、和訳はhttp://www.cas.go.jp/jp/tp/naiyout/tpp_text_yakubun.htmlを参照。

² Free Trade Agreement。なお、日本のFTAは、経済連携協定（Economic Partnership Agreement）と称されている。

³ たとえば、日本ASEAN包括的経済連携協定3条参照。

このFTA特惠により、FTA締約国を原産とする物品は、締約相手国の輸入市場において、他のWTO加盟国原産の物品よりも優位に立つことができる。その優位さは、WTO・MFN関税とFTA特惠関税との差が大きいほど顕著となる。したがって、より自由化を進めたFTAほど、FTA締約国での市場では、FTAの非締約国産品から締約国産品へ需要がシフトしてゆく貿易転換効果を生ずることとなる。

また、輸入関税は、国内製造業の保護、育成の観点から、原材料の税率に比して最終製品に近くなるほど高い税率を課す傾向にある⁵。よって、FTAにおける関税減免により非締約国産品を差別する効果は、最終製品に近いほど顕著となる。したがって、最終製品の取引額が高いFTAほど、高い貿易転換効果が生ずることとなる。

他方、日本国内でのFTAに対する議論は、関税撤廃により悪影響を受ける産業の声が大きいように思われる。確かに、関税の本来の機能は、国内産品を輸入品との競争から保護することにある。したがって、FTAは締約国産に課する関税を減免する程度において国内産業に不利益をもたらす。

しかし、国内市場での輸入産品の価格は、外国為替レートの変動に、より大きく影響される。特に、最近の円安による輸入価格の上昇は、多くの産品についてFTA特惠関税による減税効果を相殺して余りある。一方、FTA締約国産品が享受するFTA特惠関税による非締約国産品に対する優位性は、外国為替レートの変動にかかわらず、関税が減免された分

だけ、常に、存在する。その点において、FTAの貿易転換効果の方が恒常的、絶対的であるといえる。

2 FTA原産地規則のスパゲティボール化

それぞれのFTAには、そのFTAの関税減免を享受する産品の範囲を、締約国で生産された一定の産品に限定する規則、即ち、原産地規則が定められている。たとえば、関税の減免率が深さであるとするれば、原産地規則は横幅を決定するもので、FTAによる物品の自由化の範囲は、それらの面積で示されると言える。

この原産地規則は、自国の国内産業の保護を減衰させてまで獲得したFTA相手国の関税減免を非締約国産品にただ乗りされないようにする防壁である。また、同時に、国内産業とFTA相手国の産品との競争が生ずる産品の範囲（つまり、横幅）を制限する役割もある。米国のFTAにおいて、米国産綿花の輸出先を確保するため、米国の輸入関税が減免される繊維製品はFTA締約国原産の糸（即ち米国産の綿糸）を使用することを条件としていることは、その好例である⁶。

このように、FTA締約国が得意とする輸出産品と相手国の国内産業の状況によって、FTAごとに異なる原産地基準が合意される。その結果、同一産品について、FTAの数だけ原産地基準が存在することとなる。また、たとえ原産地規則の文言は他のFTAの原産地規則と全く同じであったとしても、FTA原産となる原材・部品の違いから、実質的に異なる

⁴ GATT24条参照。またGATS 5条。

⁵ 加工度が高くなるにつれて税率が高くなる関税構造はタリフエスカレーションと呼ばれ、貿易自由化に対する問題とされている。第4回WTO閣僚宣言(WT/MIN(01)/DEC/1)16項、2001年11月14日採択 (https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min01_e/mindecl_e.htm) 参照。

⁶ この原産地基準は、原糸基準(yarn-forward)と呼ばれている。

規則となる。たとえば、ある製品の原産地基準は、A国とのFTAでも、B国とのFTAでも付加価値50%とされているとしよう。そして、その製品の生産輸出国における付加価値は30%で、その組立工程において、A国産中間材（価値40%）、B国原料（価値10%）が組み入れられていたとしよう。この場合、累積により、A国へ輸出する場合には、付加価値合計70%（＝30%＋40%）であるから原産地規則を充足している。しかし、B国とのFTA原産地規則では40%（＝30%＋10%）の付加価値しか認められないこととなり、B国とのFTAに定める関税減免を利用することはできない。

これまでWTO加盟国は452件のFTAを締結し、265件のFTAを発効させている⁷。まさに、FTA原産地規則のスパゲティボール化が生じている。

Ⅲ 物品貿易におけるTPPの特徴

TPPは、12カ国間のFTAである。

そして、基本的に、締約国間の同一の産品に対して同一の原産地規則を適用する⁸。よって、TPP特惠関税率が二国間FTA関税率と同等かそれ以下となった時点から、TPP締約国間の二国間FTAの原産地規則の利用可能性を検討する価値はなくなる。さらに、累積できる対象が11カ国産の部品、原材料に拡大するため、原産地規則の充足も容易となる。これらから、TPP締約国間では、スパゲティボール化した原産地規則がTPP原産地規則の利用に収斂してゆくと考えられる。

また、累積を利用して最終製品がTPP原産であることを確保する場合、部品、原材料の調達先としてTPP締約国を優先することとしておいた方が有利である。さらには、最終製品の製造工程がTPP非締約国にある場合、これをTPP締約国に移管するという動きも予想される。

これらから、TPP締約国間の貿易においては、これまで利用していた二国間FTAに代わり、TPPが利用されることとなる。特に、TPPは、オーストラリア、チリ、ブルネイ、ペルー、といった原材料供給国、高付加価値の中間財の生産を得意とする日本、最終組立を得意とするベトナム、マレーシア、メキシコ、そして消費地である米国、シンガポールという、サプライチェーン全体を包含するFTAである。このようなFTAはこれまで存在しなかった。これら12カ国間の貿易に共通する原産地規則、そしてサプライチェーン全体をカバーするというTPPの特質からくる累積の利用の容易さは、単に最終製品の関税が引き下げられた以上に、TPP締約国間での取引を活性化させ、非締約国との貿易をTPP締約国との取引に転換させるものとなる。

Ⅳ 取引契約において考慮すべき事項

このように、今後、FTAによる関税減免を利用することを前提とする取引が増大することが予想されるが、企業としては、その取引契約にどのような条項を加えるべきであろうか。

第1に、FTAを利用するための条件である、

⁷ WTOウェブサイト「Regional trade agreements」(https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm、2016年1月29日現在)参照。

⁸ 日本、米国、メキシコ輸入について、一部例外がある。TPP付属書2-D日本、米国、メキシコ各付録C参照。

原産地証明書の提供を受けることを確保することである。

TPPを含め、おおよそ全てのFTAは、輸入国税関に、輸入通関申告時に原産地規則を充足していることを示す原産地証明書を提出するよう要求することを認めている。したがって、輸出者との契約においては、輸出者に対して、輸入者が要請するFTA原産地証明書を他の船積書類と同時に輸入者に提供することを義務づけるべきであろう。さらに、原産地証明書の提出の懈怠により輸入通関時に関税の減免が受けられなかった場合、その損失を補償することを約束させるべきである。

第2に、輸出者に対し、FTA特惠関税で輸入した後に輸入国当局が行うFTA原産性の検認に責任をもつことを約束させるべきである。

おおよそ全てのFTAは、輸入国税関に、FTA特惠関税で輸入通関を行った後の一定期間（FTAにより2年から5年間）、輸入通関時に提示された原産地証明書の内容が正確であることを検認する権限を与えている。その検認により、実際には原産地基準を満たしていなかったことが明らかとなった場合、輸入国当局は、輸入者に対して、減免した関税額を納付させ、免除していた期間の利子を支払わせ、場合によっては、行政罰、刑事罰を課すこともできる。したがって、輸入者は、輸出者に対して、輸入国当局が行う事後検認に責任をもって対応することを保証させるべきである。さらに、事後検認によってFTA原産ではないことが認定された場合には、それにより輸入者に生ずる損害を補償することとしておくべきである。

第3に、組立メーカーは、その原材料、部品供給者に対し、その供給する原材料、部品について、組立メーカーの輸出産品が利用

するFTAの原産地規則に照らして当該FTA原産であることを保証する、またはFTA原産ではない場合には直ちにその旨を通知することを義務づけておくべきである。

上述の通り、輸出産品がFTA原産であることを確保するためには、原材料、部品がFTA原産であることが重要となる。その点について、契約上で供給者の責任であることを明確にしておくべきであると考ええる。